

## 第2回研究会 「見なし墓地」・無許可墓地について

2017年2月10日（H市・華の荘リゾートホ

### 一 第2回研究会のテーマ 「無許可墓地」—無許可墓地を「許可墓地」へ転換する方法

現行の墓地埋葬法について、しばしばザル法であるといわれることもあるが、その根拠の一つが「無許可墓地」が多いことである。しかし、無許可墓地が多いにもかかわらず、市町村・都道府県・国もこの問題には熱心に取り組んでこなかった。

平成11年にある事件が起こった。4月9日、高知市にある宗教法人が無許可で墓地を営していると、高知市役所が墓地埋葬法第10条第1項違反であるとして訴えたが、検察はこれを不起訴処分とした。無許可墓地を営営する宗教法人を不起訴処分としたのである。第10条第1項違反は、懲役6ヶ月未満・罰金2万円以下というどちらかと言えば軽い刑罰と言わなければならないが、私が気にかかったことは、国が「無許可墓地」の存在をどのように考えているかということである。

私が見る限り、国や都道府県はこの無許可墓地を見て見ぬ振りをしているということであり、明治以降法制定以前から存在する墓地に積極的に許可を与えて無許可墓地をなくするという努力をしてこなかった。したがって、私は無許可墓地をこのまま放置することは好ましくなく、無許可墓地＝慣習法上の墓地を許可墓地に転換する方法を考え出さなければいけないということであった。

第2回研究会でこの無許可墓地あるいは「見なし墓地」について重本さんをお願いしたのは、行政法の立場からこの問題にアプローチをしてもらうためであった。重本さんの報告は、私にとっては期待以上のものであり、墓地設置の許可の法的性格にまで言及され、この許可を「特許的特質を持つ」と規定された。この問題提示には、目を見張る思いがした。これまで、墓地設置の許可に関して、このような議論をした人を私は知らない。許可については、行政に大幅な裁量権が認められることは『逐条解説』でも述べられているが、その先のことは述べられていない。この重本報告は、墓地埋葬法における墓地設置の許可の法的性格について、理論的アプローチを行った最初の業績ではないだろうか。

### 二 報告 重本達哉「見なし墓地」について

・報告レジュメ

・報告 目次

- 1 はじめに
- 2 墓地埋葬法と許可規準
- 3 無許可墓地
- 4 法律と条令
- 5 墓地埋葬法の趣旨・目的
- 6 墓地等経営許可の趣旨

## 7 「許可」の意味

### 三 討論

- 1 H市から
- 2 墓地の新設許可
- 3 無許可墓地と行政
- 4 無許可墓地への埋葬
- 5 墓地の管理
- 6 無許可墓地への「許可」の出し方
- 7 民有地への許可の問題
- 8 墓地の経営主体
- 9 日常的な墓地の管理
- 10 無許可墓地の態様
- 11 地方自治と許可
- 12 市有墓地について

### 四 整理 森 謙二「「見なし墓地」と「無許可墓地（慣習法上の墓地）」について」

- 1 概念
- 2 「慣習法上の墓地」
- 3 「慣習法上の墓地」を合法化する途